

<6月から検診が始まります>



がん検診のお知らせ

5月に対象者全員に検診ガイドを送付しました。このガイドに、各検診の注意事項などが記載されています。よく読んでうえで検診を受けてください。

まだ通知が届いていない人はご連絡ください。

☎ 市役所健康づくり課 ☎ 055-949-6820

何でがん検診を受けなきゃいけないの？

日本人の死因の第1位のがんです。がんを早期に見出し、早期に治療につなげて、がんで亡くなる人できるだけ減らしましょう。

がんの本当の恐ろしさは、「検診を受けないで放っておいたために、見つかったときにはすでに手遅れ」ということです。



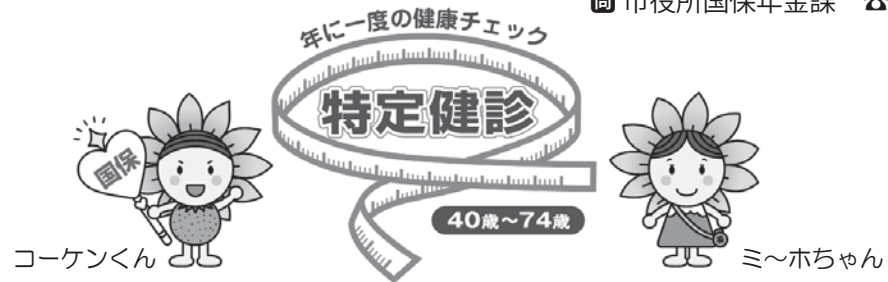
<無料で特定健診・後期高齢者健診が受けられます>



見逃さない！断然お得な健康診断

健康に自信がある人も、そろそろ注意なくはと思っている人もチャンス！いつまでも元気に過ごすためには、ご自身の健康度を知ることが大切です。あなたの体、健康診断で差がつきます。

☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905



【対象者】

伊豆の国市の国民健康保険に加入している昭和50年3月31日以前に生まれた人、または伊豆の国市に住んでいる静岡県後期高齢者医療制度に加入している人。

※社会保険の人は、事業所などにお問い合わせください。

【健診期間】

6月1日(日)～9月30日(火)

【受診方法】 対象者に受診券が届きます。指定医療機関、または集団健診で受診してください。

※指定医療機関一覧・集団健診の日程は、受診券と一緒に同封します。

検査項目

- ・腹囲測定 ・身体計測(身長、体重、BMI) ・検尿(尿糖・尿蛋白・尿潜血)
- ・採血(HbA1c、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、血清クレアチニン、赤血球数、血色素、ヘマトクリット)
- ・血圧測定 ・問診 ※その他、医師が必要と認めた場合、心電図検査・眼底検査を実施



臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

のご案内

4月からの消費税率8%への引き上げに伴い、所得の低い人たちや子育て世帯の家計への影響を考慮し、暫定的・臨時的な取り扱いとして、臨時福祉給付金、または子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

伊豆の国市に申請できる人は、平成26年1月1日時点で伊豆の国市の住民基本台帳に登録されている人です。


☎ 市役所社会福祉課


【臨時福祉給付金】

☎ 0558-76-8006

【子育て世帯臨時特例給付金】

☎ 0558-76-8008

臨時福祉給付金	給付対象者	平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない人が対象です。ただし、自身を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
	給付額	給付対象者1人につき、1万円が支給されます。給付対象者の中で次に該当する人は、5千円が加算されます。 ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者 など 臨時福祉給付金の対象となった場合は、子育て世帯臨時特例給付金は対象外になります。
	受取方法	申請書に記載した指定口座に入金されます。

子育て世帯臨時特例給付金	給付対象者と対象児童	次のどちらの要件も満たす人が支給対象です。 ①平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)を受給している人 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人 対象児童は、支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童です。ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者などは対象外です。
	給付額	対象児童1人につき、1万円が支給されます。なお、臨時福祉給付金と重複して受給することはできません。
	受取方法	児童手当の振込口座、または申請書に記載した指定口座に入金されます。

申請手続きなどは7月を予定

申請手続きなどは、平成26年度分市民税確定後の7月を予定しています。6月下旬に対象となりそうな人へ申請書をお送りしますので、内容をご確認ください。

申請時期などについては、広報7月号でお知らせします。

制度の概要については、厚生労働省のホームページをご覧ください。厚生労働省の専用ダイヤル☎0570-037-192へお問い合わせください。
9:00～18:00(土、日、祝日を除く)

《支給審査の結果》
※給付金を受給



※審査の結果、市民税が課税されるなど支給対象外であることが確認された人へは、その旨を連絡します。